

平成30年度

船橋市下水道事業会計予算

議案第10号

平成30年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処 理 区 域 内 人 口	550,199人
(2)	年 間 有 収 水 量	51,711,289m ³
(3)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	
	管 渠 整 備 事 業	7,421,780千円
	ポ ン プ 場 整 備 事 業	65,600千円
	処 理 場 整 備 事 業	1,213,940千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 収 益	17,726,412千円
第1項	営 業 収 益	11,046,771千円
第2項	営 業 外 収 益	6,679,641千円
支 出		
第1款	下 水 道 事 業 費 用	17,319,141千円
第1項	営 業 費 用	14,859,448千円
第2項	営 業 外 費 用	2,324,486千円
第3項	特 別 損 失	85,207千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,167,705千円は、当年度分損益勘定留保資金6,167,705千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	13,286,804千円
第1項	企 業 債	8,073,700千円
第2項	出 資 金	1,685,966千円
第3項	補 助 金	2,830,301千円
第4項	負 担 金	669,403千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	27,434千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	19,454,509千円
第1項	建 設 改 良 費	9,759,575千円
第2項	企 業 債 償 還 金	9,616,412千円
第3項	貸 付 金	28,522千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,117,851千円及び4,232,025千円である。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	高瀬下水処理場 長寿命化事業	1,626,000	平成30年度	20,000
				平成31年度	796,000
				平成32年度	810,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中山管渠用地借上料	平成30年度～平成32年度	契約期間内における借上料

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,073,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

826,926千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、799,475千円である。

平成30年2月19日提出

船橋市長 松戸 徹

